

# 主 論 文 要 旨

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	塚本 遼平
<p>主 論 文 題 名： 西ドイツにおけるドラッグ問題の社会史的考察—ノルトライン・ヴェストファーレン州の警察と精神医学に焦点を当てて—</p>			
<p>(内容の要旨)</p> <p>今日のドイツにおいてドラッグをめぐる諸問題は、一つの重大な社会問題として定着しているが、歴史的に見れば違法ドラッグがドイツにおいて広く関心を集めるようになったのは1960年代末のことである。若者を担い手とするドラッグのブームに対し、ブランド率いる革新政権は、ドラッグの違法密売に従事する供給者には抑止的措置を、末端使用者として想定される若者＝需要者には社会的な支援を講じるとする、複線的な政策を基本方針として打ち出した。本論文の課題は、第二次世界大戦後のブーム以前の時期をも視野に収めつつ、こうした基本方針のもとに実施される西ドイツのドラッグ問題への対応策が、1970年代から80年代初頭にかけて実態としてはいかに展開したのかについて明らかにすることである。</p> <p>ドイツ歴史学においてドラッグは、近年になってようやく関心が高まりつつある、極めて新しい研究テーマであり、ここ十数年でようやく緒に就いたというのが現状である。既往研究の主要な論点の一つは、西ドイツがドラッグのブームにいかに対処しようとしたのかであったが、依然として、権力側の対応に関する詳細な考察が著しく欠如しているという問題が指摘できる。確かに既往研究は、連邦レベルで策定された重要な法令の内容や制定過程を検討してきたものの、実際にそれらの下でいかなる措置が構想・実践されたのかについては等閑視してきた。ドラッグ問題への対応を実態面から考察するには、ドラッグの密売人、使用者や依存者と直接的に対峙する公的機関や専門家集団に注目する必要がある。さらに、そうした対応の実態を1960年代末から70年代初頭前後の時期も含めて分析することも重要である。既往研究では、1960年代末までドラッグが社会的耳目を集めることはほとんどなかったとされてきたが、医薬品依存者の対処に当たる実践主体の問題認識や措置について十分な検討を行っているとはいえない。また1970年代前半以降の状況については、西ベルリンを事例にヘロイン使用の拡大の諸相が明らかにされているものの、使用者に深刻な依存症や死をもたらさうるハード・ドラッグ、特にヘロインが1970年代の間に西ドイツのドラッグ市場を席卷してゆく中で、いかなる政策的変化が生じたのか（あるいは生じなかったのか）を実証的に分析するには至っていない。</p> <p>これらの研究史上の問題点を踏まえ、本論文は主としてドイツ北西部の人口最大州であるノルトライン・ヴェストファーレン（NRW）州を対象とし、特に警察の統制と精神医学の依存治療に焦点を当てて考察を行った。</p> <p>第1章では、第二次世界大戦終結後からドラッグのブーム以前の時期にあたる、1945年から60年代半ばまでのドラッグ統制と依存治療を考察した。この時期ドラッグ統制当局が特に注視したのが、依存者による医薬品の不正入手だった。その取り締まり権限をめぐって警察は不利な状</p>			

況に追い込まれたが、そうした中で、1960年代に入ると外国人と若者の一部によって好まれた大麻製品を注視するようになり、ドラッグ犯罪に関する情報収集に着手した。ブーム以前の時期においてすでに、1960年代末以降に顕著になってゆく警察の統制強化の端緒を見出すことができるのである。一方依存治療を担当する精神科医にとって、ドラッグ依存症はなお注目に値しない病だった。確かに公的精神医療機関は、ドラッグ依存者の任意入院だけでなく強制入院にも応じてはいたものの、ドラッグを断ち切らせるという根本理念を成し遂げるための専門的な治療プログラムを有していたわけではなかった。1950年代末に設置された依存症罹患者専門の医療部門も、主要な対象はアルコール中毒者だった。このようにドラッグへの関心の程度には、問題に対処する当事者によって大きな差異が見られた。

第2章では、ソフト・ドラッグのブームが若者たちの間で始まる1960年代末から70年代初頭にかけて、ドラッグ乱用撲滅のための諸措置が整備されてゆく過程を分析した。1960年代末から70年代初頭にかけて、NRW州の違法ドラッグをめぐる状況は劇的に変化した。外国人やガムラーを中心に取引されていた大麻製品などのソフト・ドラッグが、今や大学生や高等学校生徒の若者たちに、しかも大都市だけでなく中小都市をも舞台にして幅広く浸透した。彼らがドラッグを取引・使用できる場は、酒場やディスコだけでなく音楽フェスティバル、さらには学校にまで急速な拡大を見せた。こうした、従来とは量的にも質的にも大きく異なるソフト・ドラッグのブームに直面して、連邦・州レベルの関係省庁は、供給者と需要者とを峻別する政策的方針を支持した。

こうした中で警察は、ドラッグの供給者をターゲットとした犯罪抑止措置の整備に着手した。時限的な試みではあったものの、犯罪組織への潜入捜査を通じて積極的な情報収集を行い、ドラッグを社会的に拡大させうる違法行為の未然の防止を図った。従来のような犯罪の事後的対処ではなく、予防的な撲滅が重要視されるようになったのである。しかしドラッグ乱用の撲滅に向けて警察が担った課題は、こうした重大犯罪の抑止だけではなかった。パトロールなどの日常業務を通じて、末端使用者として想定される若者たちを取り締まり、さらには若者だけでなく住民全体を対象とした啓蒙活動を主体的に行うなど「教育者」としての役割をも担ったのである。

ドラッグ問題に積極的な対策を講じようとする姿勢は、ドラッグ依存治療に従事するLWLの精神医学の専門家たちにも顕著に見られた。1970年以降彼らは、従来些末なものとなっていたドラッグ依存を、精神医学が積極的に関与すべき問題として位置づけるようになった。LWLの精神医療施設においては、専門的な治療を施すための構造的・方法的な改革が進められた。しかし、患者の社会復帰にはドラッグを完全に断ち切らねばならないという、精神医学の伝統的な根本理念は依然として根強かった。その意味でLWLの依存治療改革は、決してラディカルな形では進まなかったのである。

第3章では、1970年代の警察によるドラッグ統制の変容を、ハード・ドラッグ、特にヘロインの台頭・拡大の過程と関連付けて検討する。1970年代半ばまでに、ヘロインなどのオランダからの密輸によってハード・ドラッグが広く流通するようになった。1970年代前半のハード・ドラッグの台頭と、住民の安全の積極的な創出の要求を背景に、NRW州の各警察本部は潜入捜査の本格的な導入によって供給者の摘発を図った。しかしそうした試みは、ハード・ドラッグの

特性を生かした犯罪者たちの戦術の多様化・巧妙化に直面したことで大きな成果をあげられず、警察の統制活動は激化することになった。1975年のドラッグ相談所の強制捜査は、それを如実に示す一例だった。連邦政府の基本方針では社会的な支援の受給者であるべきドラッグ使用者が、犯罪摘発のターゲットとして想定されたのである。

こうした警察の取り締まりの厳格化は、社会からの激しい反発を招いたが、警察の統制活動が顕著に緩和し減退したわけではなかった。1970年代後半に生じたヘロインの流行への対応策として、連邦刑事庁は最先端の科学捜査技術を利用した情報収集・管理システムの導入を図った。1977年には密売組織に関する情報を電子データ処理システムで一元的に管理し、供給者たちの摘発強化を目標とした構想を提案した。しかし各州の刑事庁は、統制活動を通じて得た経験に基づき、供給だけでなく需要の撲滅も統制対象に含めることを求めた。最終的には連邦・各州刑事庁双方の主張を取り入れる形で、1979年に「違法ドラッグ取引・使用撲滅強化構想」が採択され、警察による統制が供給・需要両面を包括することを示す指針が決定されたのである。このように1970年代は、警察によるドラッグ統制が供給・需要両面を包括することになった時期として結論付けることができる。そしてこのことは、次のことを意味する。すなわち1970年代初頭に保健当局の主導で設計された、警察は供給側の統制に特化するというドラッグ政策の基本方針では、深刻化するドラッグ問題の現実に対応できず、この基本方針における本来の目的からは大きく逸脱する形で警察の統制が実践されたのである。

第4章では、1970年代初頭に構築されたLWLの依存治療体制が治療の実践の中で直面した諸問題と、それらに対する克服策について、80年代初頭までの時期を対象に検討した。LWLは1970年代初頭にドラッグ依存治療体制を整備したとはいえ、依存者に断薬を促し社会復帰させることは極めて困難な課題だった。モデル施設として比較的有利な条件で依存者を受け入れ、治療を完遂させた青少年精神医学研究所でさえも、ドラッグへの依存者の欲求を退院後も持続的に抑制させることは容易ではなかった。さらに、その他の医療施設においては、ドラッグを断ち切らせようとする試みに対し、依存者たちが強い拒否反応を示した。彼らはしばしば、脱走や医療提供者への暴力行為をもって治療行為を頓挫させ、精神医学が掲げた理想の強要に抵抗を示したのである。

こうした、すでに1970年代前半に露呈していた依存治療をめぐる諸問題は、ハード・ドラッグの流行が始まる70年代後半に一層先鋭化した。精神医療施設は、患者の依存歴が長期化したことで一人当たり治療期間の延長を余儀なくされる一方、増床には慎重な姿勢を見せたために、依存者の増加という事態に十分に対応できなかった。また強制入院患者を担当した医療施設では、収容定員を大幅に上回る依存者を受け入れねばならず、機能不全が顕在化した。過剰収容の要因として、警察が多くの依存者を犯罪化したことに加え、犯罪者の治療による処遇を促進する刑法が施行されたことが指摘できる。これによって生じた強制入院患者の増加は、ハルデム病院に過大な負担を強いたのである。

依存治療体制の危機的状況に直面したLWLは、さしあたってハルデム病院での受け入れを停止することで過剰収容の打開を図ろうとしたが、対応策としては極めて不十分だった。この措置

は、代替の受け入れ施設となったアイケルボルン州立病院の負担増を誘発し、ハルデム病院にも収容状況の一時的な好転をもたらしたに過ぎなかったからである。根本的な解決策として LWL が重視したのは、いかに多くの治療の場を創出するかということだった。資金調達や立地選定の問題に直面し試行錯誤の末、1980 年代初頭によく目途がついた病床拡充計画に関する議論からは、LWL の精神医学の専門家たちが病床拡充に高い関心を抱いていたことが明らかとなる。その一方で、ドイツとほぼ同時期にヘロイン依存が社会問題となり、必ずしもドラッグを断ち切ることを目標としないメサドン置換療法の導入を開始していたオランダやイギリスとは異なり、ドイツの精神医学が断薬という伝統的な治療目標に拘泥していた状況が見て取れるのである。

以上の考察から、結論では以下の諸点を指摘した。まず、ドラッグ問題への対応は、実態としては、連邦政府が示した基本方針と必ずしも一致した形で展開しなかったという点である。序章および第 2 章で述べたように、ブランド政権は、ドラッグの供給者に対する抑止的措置と需要者に対する「社会政策的」措置をもって問題の解決を図ろうとした。警察には、とりわけ密売組織による犯罪の撲滅に貢献することが期待された。しかし、実際の警察の統制活動はそれにとどまるものではなく、またドラッグ問題の深刻化に伴ってこの点は一層顕著になった。すでに 1970 年代初頭には、警察は福祉領域にも積極的に介入し始めていた。このことは、若者が集う場で取り締まりを福祉当局との協力の下で実施し、また住民に向けた啓蒙行事を自ら主催するなど、警察が「教育者」としての役割を果たしていたことから見て取れる。1970 年代半ばには、犯罪組織の摘発が困難になる中で、警察は実践の場において抑止的措置を末端使用者にも講じるようになった。さらに 1979 年に策定された「違法麻薬取引・使用撲滅強化構想」は、ドラッグの供給と並んで需要の撲滅を警察のドラッグ統制における重要課題として明示した規定と位置付けることができる。

警察のドラッグ統制の実態分析からは、こうした統制対象の拡大とともに、ドラッグという脅威から住民を守るために警察が予防的措置を強化してゆくという局面も明らかとなった。NRW 州では 1969 年に、州内務省警察局が密売組織の予防的な摘発のため積極的な監視・情報収集活動を試験的に開始し、その後主要警察署が実践へと移していった。そして上述の啓蒙活動は、住民全体を対象に、ドラッグへの接触の未然防止を図ったものだった。さらに 1970 年代末にかけて警察は、供給者だけでなく使用者をも含めた情報の科学的な管理・処理によって、あらゆる潜在的な危険を包括的に把握しようとする戦略を発展させた。

依存治療の実態に関する考察からは、支援の受給者として想定された依存者たちが、精神科医に対して決して受け身の存在ではなかったことが指摘できる。彼らは精神科医が掲げた、ドラッグは完全に断ち切らねばならないという根本理念に対して激しく反発した。治療から逃亡するだけでなく、施設のルールを自らの生活を過度に束縛するものと捉え主体的に変更を迫る、あるいは時に暴力行為に訴えるなど、断薬の要求への抵抗手段は様々であった。精神科医が目指した理想と依存者たちの欲求との間にはあまりにも大きな隔たりが存在したのである。

1970 年から整備された LWL のドラッグ依存治療体制は、こうした患者側の反抗的態度に加えて、ドラッグ依存者を取り巻く環境の目まぐるしい変化にさらされた。ハード・ドラッグ、特に

ヘロインの長期的な使用によって一層治癒の困難な依存症を抱えた患者が増加し、また警察の統制強化と刑法改正という外的要因によって強制入院患者が急増する中で、LWL は病床拡充に活路を見出そうとせざるをえなかったのである。こうした状況が、断薬に代わるメサドン置換療法の導入を LWL も 1980 年代後半から模索し始める事実といかなる関連を持つのか。まもなく公開される一次史料をもって、今後解明してゆかねばならない課題となろう。